最終更新日：2015年11月9日

大建工業株式会社
代表取締役　取締役社長　億田正則
問合せ先：06-6452-6320
証券コード：7905

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループ（以下、当社）は、経営理念「人と空間・環境の調和をテーマに顧客本位の経営を行う」のもと、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとっての企業価値の持続的な向上を目指してまいります。

当社は、効率が高く、健全で、透明性の高い経営が実現できるよう、経営体制や組織体制、内部統制システムを整備し、必要な施策を実施していくことをコーポレートガバナンスの基本的な考え方とし、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

＜コーポレートガバナンスに関する基本方針＞
http://www.daiken.jp/d/governance/pdf/basic_policy20151109.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】
議決権の電子行使のための環境づくりや招集通知の英訳については、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率を踏まえ、今後、検討してまいります。

【原則１－４】
政策保有株式に関する方針については、下記「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」に記載しております。
政策保有株式の個々の保有の狙い・合理性に関する説明については、2016年3月期の有価証券報告書にて、記載・説明する予定です。

【原則３－１】
(i)
経営理念等については、下記「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」に記載しております。
中期経営計画については、2016年4月からスタートする中期経営計画を、今年度中に当社Web等にて開示する予定です。

(v)
取締役及び監査役候補の指名を行う際の個々の指名についての説明は、2016年度開催の定時株主総会招集通知にて記載する予定です。

【補充原則４－２－１】
中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬については、今後、独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」に諮りつつ、その制度導入の要否を含め検討してまいります。

【補充原則４－１１－３】
取締役会全体の実効性の分析・評価については、2015年度の評価結果を2016年度開催の定時株主総会招集通知等にてにて開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－３】資本政策の基本的な方針
当社の資本政策は、自己資本当期純利益率(ROE)を重視した効率的な経営に努め、株主還元の充実と財務の健全性及び戦略的投資のバランスを最適化することで、企業価値の向上を図ることを基本としております。
また、株主還元方針としては、配当性向30%以上を目標とし、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めてまいります。 また、自己株式の取得につきましては、資本の状況、市場環境等を考慮した上で、総合的に判断してまいります。
株主資本につきましては、中長期的な成長と、それを支える強固な経営基盤の確立のために、生産・販売・施工体制の整備・強化や新規事業・海外事業の展開などに有効活用してまいります。

【原則１－４】政策保有株式に関する方針
投資目的以外で保有する株式（政策保有株式）については、業務提携、取引関係の維持・強化等により相応のシナジーの創出が見込まれる先を対象とすることを基本的な方針としております。
また、保有目的に沿った効果や合理性などを検証するため、年1回必ずレビューを行い、その見直しを行ってまいります。
議決権については、当社の企業価値の向上に資することを前提として、議決権を行使いたします。議決権行使の際は、定量的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から総合的な判断を致します。

【原則１－７】関連当事者間取引に関する手続き
　当社グループ会社と当社役員個人及び近親者との直接取引については、会社及び株主共同の利益を害することがないよう、当社の「取締役規程」「執行役員規程」において、重要な取引又は定型的でない取引については取締役会の承認が必要である旨を定めております。
　また、当社と主要株主との取引については、当該取引を行っている部門より、その取引の合理性等を取締役会に報告することとし、取締役会は、会社及び株主共同の利益を害することがないよう、複数の社外取締役による独立的、客観的な視点を入れ、監視を行います。
　なお、関連当事者間取引における手続・手順等は、客観的な視点を重視する上でも、独立社外取締役又は独立社外監査役が過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会にて、審議・勧告し、取締役会で決定しております。

【原則３－１】
(i)経営理念・ビジョン・経営戦略等
　当社は経営理念及び長期ビジョンを策定し、当社Webページに開示しております。

　経営理念（http://www.daiken.jp/d/d_b_001.html）
　長期ビジョン『GP２５』（http://www.daiken.jp/d/gp25.html）

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　上記「１．基本的な考え方」に記載しております。

(iii)取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
[方針]
　取締役及び執行役員の報酬は、取締役及び執行役員の職責と成果及び会社業績に応じた処遇を行い、企業価値の持続的な向上に資することを目的としております。
[手続]
　取締役の報酬については、月額報酬の総枠を株主総会で決定し、職責に基づき定める「役割報酬」と、会社業績及び担当分野への功績・成果に基づき定める「業績報酬」で構成しております。なお、報酬に関係する手続きについては、取締役会でその細則を定めております。
　また、執行役員の報酬については、職責に基づき定める「役割報酬」と、会社業績及び担当分野への功績・成果に基づき定める「業績報酬」で構成しております。
　取締役及び執行役員の報酬の決定においては、代表取締役による検討案に対して、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において、審議・勧告し、その結果を踏まえて決定しております。

(iv)取締役、監査役及び執行役員の指名方針と手続き
[方針]
　取締役、監査役及び執行役員については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」及び「取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する方針」に基づき、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している人物を指名することを方針としております。
[手続]
　取締役、監査役及び執行役員の指名においては、代表取締役による候補者の検討案に対して、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において、審議・勧告し、その結果を踏まえて取締役会で決議することとしております。

(v)取締役及び監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
　取締役及び監査役候補の個々の指名についての説明は、2016年度の定時株主総会招集通知にて記載する予定です。

【補充原則４－１－１】経営陣に対する委任の範囲
　当社は、取締役会にて各取締役の業務執行の担当範囲を決定し、定時株主総会招集通知にて開示しております。
　また、当社は、取締役会と経営陣との役割分担を明確にし、意思決定を迅速に行うために、執行役員制度を採用しており、その意思決定においては、「取締役会規則」及び「決裁・権限規程」等に、審議・決裁する範囲・事項が明確に定められております。
　なお、取締役会、取締役・執行役員の責務・役割については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「２．業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項」に記載しております。

【原則４－８】独立社外取締役の選任
　当社は、取締役９名中、独立社外取締役を２名選任しております。

【原則４－９】独立性判断基準
　当社は、社外取締役及び社外監査役が独立性を有すると判断する基準を定めており、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「１．機関構成・組織運営等に係る事項」の「独立役員関係」に記載しております。

【補充原則４－１１－１】取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する方針
　当社では、現在９名の取締役（うち社外取締役が複数名）が就任しており、より実効性が高く、活発な議論を行うための規模として適切と考えております。
　取締役候補者としては、社内外を問わず、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している人物を指名し、特に社外取締役（非業務執行取締役）には、会社経営、法律、会計、リスク管理等の専門知識を有する人物、業務執行取締役には、当社の事業領域や経営機能に関する経験・知識を始め、多様な視点を持ち、情熱をもって経営に当たれる人物を指名することで、取締役会としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保いたします。また、社外取締役及び社外監査役は、当社の独立性判断基準に基づき指名を行い、東京証券取引所に独立役員として届出いたします。

【補充原則４－１１－２】役員の兼任状況
　当社役員の兼任状況は、毎年の定時株主総会招集通知の「会社役員の状況」にて記載しております。

【補充原則４－１１－３】取締役会全体の実行性の分析・評価

当社は、毎年、各取締役の自己評価などを参考にし、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を毎年の定時株主総会招集通知等にて開示いたします。

【補充原則４－１４－２】役員のトレーニング方針
社外取締役及び社外監査役を含む取締役・監査役・執行役員の就任の際には、当社グループの財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンス等に関する必要な知識の習得や、求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供を行います。また、在任中の継続的な更新を目的とした個々の役割に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。
また、当社は社外取締役及び社外監査役に対しては、当社グループの経営理念、事業内容、企業文化への理解を促すとともに、当社の経営戦略や課題等について報告会等を定期的に開催し、情報を十分に共有するための機会を設けます。

【原則５－１】株主との対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針
当社では、IR（株主・投資家向け）活動は主に代表取締役社長及び代表取締役副社長が中心となり、対応しております。また、IR担当の執行役員を選任するとともに、IR担当部門を経営企画部と定めております。
IR担当部門である経営企画部は、株主との建設的な対話促進のために、総務、財務、経理、法務担当部門と常に連携が取れる体制を整え、経営陣の株主との対話の支援を行っております。
株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催し、また、必要に応じて個別の投資家訪問や株主への説明を実施いたします。
対話において把握された株主の意見・懸念等は、IR担当役員により、取締役会や業務執行の決定機関である執行常務会に適宜、フィードバックいたします。
対話に際してのインサイダー情報の管理については、決算発表前の一定期間をサイレント期間として定め、対話内容の制限を行っております。また、株主や投資家との面談は、基本的に情報管理において十分に教育を受けた取締役又は執行役員が務めることで、個別対応においてもインサイダー情報の流出の無いよう管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
伊藤忠商事株式会社	31,948,000	24.41
株式会社三井住友銀行	4,934,903	3.77
住友生命保険相互会社	4,656,000	3.56
三井住友信託銀行株式会社	4,440,000	3.39
大建工業取引先持株会	3,372,000	2.58
住友林業株式会社	3,191,000	2.44
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY（常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	3,133,000	2.39
丸紅株式会社	2,821,942	2.16
日本生命保険相互会社	2,728,346	2.08
三井住友海上火災保険株式会社	2,608,000	1.99

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、平成27年３月31日時点の内容です。当社は、平成27年６月５日付けで会社法178条の規定に基づき自己株式5,000千株を消却し、発行済株式総数が同数減少しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
相原　隆	学者											
水野　浩児	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相原　隆	○	関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授、弁護士	相原隆氏には、大学教授及び弁護士としての幅広い見識と高度な専門知識を当社の経営に反映いただけるものと判断しております。また、同氏は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、当社の一般株主との利益相反を生じるおそれがないため、独立性を有すると判断しました。
			水野浩児氏には、大学准教授として幅広い見

水野　浩児	○	追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科准教授	識と高度な専門知識を当社の経営に反映していただけるものと判断しております。また、同氏は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、当社の一般株主との利益相反を生じるおそれがないため、独立性を有すると判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―

補足説明 更新

当社は、取締役会の諮問委員会として、取締役会の実効性の評価やコーポレートガバナンス体制構築等に関する事項を審議するコーポレートガバナンス委員会と、取締役や執行役員等の人事や報酬等に関する事項を審議する指名・報酬委員会を設置しております。
なお、コーポレートガバナンス委員会の委員の過半数は独立役員とし、議長は独立社外取締役が務めることとしております。指名・報酬委員会の委員の過半数は独立社外取締役とし、議長は独立社外取締役が務めることとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、会計監査人の年間監査計画を掌握し、適宜会計監査及び内部統制監査に立ち会っております。
また、会計監査人の会計監査及び内部統制監査の経過と結果について報告と説明を受けるほか、随時、意見や情報の交換を行い、指摘事項やアドバイスについてフォローを行っております。

・内部統制担当部門は、業務全般にわたる内部監査を実施し、業務の改善に向け内部監査結果及び指摘・提言事項等について、適時報告と説明を取締役社長及び監査役に行っております。

・監査役と内部統制担当部門の間では、年度内部監査計画を協議するとともに、監査の質の向上を目指して定期的に会合を持ち、積極的な意見交換及び密接な情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
蓮沼　彰夫	他の会社の出身者										△			
井上　雅文	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蓮沼　彰夫	○	TOTO株式会社顧問 蓮沼彰夫氏は、当社の包括的業務提携先であるTOTO株式会社において、平成26年3月まで代表取締役　副社長執行役員として勤務されており、現在は同社顧問であります。TOTO株式会社と当社との間には、商品の販売及び仕入取引が存在しております。なお、それぞれの取引高は全体の0.1%未満であります。	蓮沼彰夫氏には、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。当社は同氏が顧問を務めるTOTO株式会社と包括的業務提携を締結しており、同社に対して販売等の取引がありますが、両社における一般的な取引であります。同氏は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、当社の一般株主との利益相反を生じるおそれがないため、独立性を有すると判断しました。
井上　雅文	○	東京大学准教授（アジア生物資源環境研究センター）、独立行政法人科学技術振興機構低炭素社会戦略センター特任研究員	井上雅文氏には、大学准教授として幅広い見識と高度な専門知識に加え、内閣府の調査員や文部科学省の研究官の経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。また、同氏は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、当社の一般株主との利益相反を生じるおそれがないため、独立性を有すると判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立性を有すると判断する基準を以下と定めております。

[独立性判断基準]
　社外取締役及び社外監査役（以下、併せて社外役員という）が独立性を有すると判断するに当たっては、当社が定める以下の要件を満たす者としております。
　なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～6については現在及び過去5年間と定めております。

1. 当社グループ関係者
　当社、当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下、併せて取締役等という）でないこと。
2. 議決権保有関係者

1）当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
2）当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。
3. 取引先関係者
1）当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高又は仕入高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
2）当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
3）当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
4. 専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
1）当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
2）公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。
5. 寄付先
当社から、年間1,000万円を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者でないこと。
6. その他
1）上記1～5に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
2）当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の基準報酬は「役割報酬（固定部分）」と業績に連動した「業績報酬（変動部分）」から構成されております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1. 役員報酬の内容
取締役に支払った報酬、監査役に支払った報酬及び社外役員に支払った報酬の総額を開示しております。

2. 監査報酬の内容
提出会社及び提出会社の連結子会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬等それ以外の業務に基づく報酬に区分して開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬限度額（取締役：月額35百万円以内（使用人分給与は含まない）、監査役：月額4百万円以内）の範囲内において決定しており、それぞれの役位に応じて基準報酬を定めております。
基準報酬は、職責に基づき定める「役割報酬」と、会社業績及び担当分野への功績・成果に基づき定める「業績報酬」で構成しております。

報酬に関係する算定方法については、取締役会でその細則を定めており、取締役の報酬の決定においては、代表取締役による検討案に対して、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において、審議・勧告し、その結果を踏まえて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

・総務人事部、経営企画部を担当部門として、取締役会における開催案内や資料の事前配布等のサポートを行っております。

・執行常務会の審議結果の概要等の業務執行状況を定期的に報告する体制を整えております。
・社外取締役と監査役の連携強化のため、定期的に情報交換出来る環境を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

【業務執行】
当社は監査役制度のもと、意思決定の迅速化、効率化及び健全化を図るために執行役員制度を導入（平成14年6月）しております。現行経営体制は、取締役9名（内、社外取締役2名、執行役員兼務5名）、執行役員13名の総勢22名です。取締役、執行役員及び使用人はコンプライアンス経営の軸となる「経営理念」及び「企業行動基準」に則って職務を執行いたします。

【取締役会】
取締役会は、取締役9名（内、社外取締役2名）で構成しております。
取締役会は、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保し、当社の重要な業務執行の決定等を行うことを、責務・役割としております。
また、取締役会は、その役割・責務を適切に果たすため、独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組み（コーポレートガバナンス委員会、指名・報酬委員会等）を構築し、取締役会による業務執行の監督機能の実効性を更に高めております。
取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「経営理念」及び「企業行動基準」に従い、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定等を行うとともに、当社及び子会社の業務執行の監督を行っております。

【取締役、執行役員】
取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「決裁・権限規程」及びその他の社内規程に従い、職務を執行いたします。また、3か月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告し、職務の執行状況の共有を図ります。
執行役員は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で選任し、法令、定款、取締役会決議、「執行役員規程」及びその他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事いたします。また、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務執行に当たるとともに、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努めています。

【指名・報酬・ガバナンス体制の構築】
当社は、当社のガバナンス体制や取締役会の実効性の評価、役員の指名・報酬などの特に重要な事項の検討にあたり、独立社外役員の適切な関与・助言を得ることを目的に、コーポレートガバナンス委員会と指名・報酬委員会の2つの任意委員会を取締役会の諮問機関として設置し、取締役会による業務執行の監督機能を実効性のあるものとしております。
コーポレートガバナンス委員会は、独立役員が過半数を占め、委員長は独立社外取締役が務めます。同委員会は、取締役会の実効性の評価やコーポレートガバナンス体制構築等に関する事項を審議いたします。
指名・報酬委員会は、独立社外取締役が過半数を占め、委員長は独立社外取締役が務めます。同委員会は、取締役、監査役及び執行役員等の人事や報酬等に関する事項を審議致します。

【監査役会、監査役、監査役監査】
監査役会は、監査役4名（内、社外監査役2名）で構成しております。
監査役は、監査役会が策定した監査計画に従って監査を実施しております。
監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部統制担当部門と連携して「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実行し、業務活動全般にわたってその妥当性や有効性、法令及び定款遵守状況等についての監査結果を監査役会に報告しております。
また、重要な経営会議への出席や重要な書類の閲覧などを通じて監査の質の向上を図るとともに、取締役社長との間で定期的な意見交換を行っております。

【内部監査】
内部監査機能の充実を図るため、内部統制担当部門を設けており、業務全般にわたる内部監査を実施し、業務の改善について適時、報告と説明を行い、情報の共有化を図っております。
なお、内部統制担当部門で財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況について、独立的な視点で評価を行っております。

【会計監査】
仰星監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、当社は監査結果の報告を受けて適宜意見を交換し、改善事項の助言を受けております。
また、当社からは情報・データを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できる環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の公正性、透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の満足を実現し、企業価値を持続的に向上させることが重要であると考えております。
当社は監査役会設置会社の枠組みの中で、意思決定と監督、効率的な業務執行のための以下のような仕組み構築し、企業価値の持続的な向上に努めております。
1）効率的な業務執行と責任体制の明確化のために、執行役員制度などを導入しております。
2）経営の公正性・透明性・健全性の強化のために、「指名・報酬委員会」、「コーポレートガバナンス委員会」を設置しております。
3）監督・監査機能の強化のために、独立性の高い社外取締役、社外監査役を選任しております。
4）意思決定機能の強化のために、「執行常務会」を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の22日前に発送いたしました。(2015年実績)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに東京で決算説明会を開催しています。 取締役社長及び担当役員が説明を行い、アナリスト及び機関投資家からの質疑応答にも対応しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、有価証券報告書、決算説明資料、コーポレートガバナンスの状況、株主総会招集通知、アニュアルレポート、IRイベント案内、内部統制報告書などを公開しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部(広報担当)が窓口を担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「人と空間・環境の調和をテーマに顧客本位の経営を行う」ことを企業理念に掲げています。 また、安心・安全で、社会に有用な商品・サービスの提供や積極的な社会貢献を行動指針の一つとした「企業行動基準」を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は創業当初から再生資源や未利用資源を活かした環境発想のモノづくりを行っており、資源循環型企業としてこれまで培ってきた独自のエコロジー技術を磨き、エコ素材を核に事業展開を図っています。 その他、様々な環境保全活動を実施しており、「CSR報告書」や「アニュアルレポート」等で報告するとともにホームページでも公開しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第362条第４項第６号の定めに従い、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制」と言う。）を、下記のとおり整備しております。
なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとしております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）コーポレート・ガバナンス
a．取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「経営理念」及び「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
b．取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「決裁・権限規程」等の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
c．取締役は、3か月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。
d．取締役会の監督機能を強化すると共に意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数名招聘する。
e．監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部統制担当部門と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実行する。

※1：独立社外取締役または独立社外監査役とは、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ている取締役または監査役をいう。

（2）コンプライアンス
a．取締役、執行役員及び使用人は、「経営理念」及びコンプライアンスに係る規程を盛り込んだ「企業行動基準」に則り行動するものとする。また、取締役会は、「企業行動基準」が広く浸透し、遵守されるよう努める。
b．「リスク＆コンプライアンスマネジメント委員会」（以下、「RCM委員会」と言う。）を設置し、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス担当部門」を設置する。
c．RCM委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスを統轄管理するとともに、コンプライアンス担当部門が、具体策の推進と予防策の徹底、教育等を行う。
d．法令上疑義のある行為等について使用人が危機管理担当役員や監査役に直接情報提供を行う手段として「内部通報制度規程」に基づいたコンプライアンス・ホットラインを設置し、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見を行う。
（3）財務報告の適正性確保のための体制整備
a．「経理規程」及びその他の社内規程を整備するとともに、財務報告及び会計処理の内部統制の体制整備を推進する「内部統制担当部門」を設け、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
b．「情報開示委員会」を設置し、情報開示の適正性を確保する。
（4）内部監査
取締役社長直轄の内部統制担当部門は、「内部監査規程」及び「内部監査規程細則」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、取締役社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）情報の保存及び管理に関する「情報管理規程」、「文書管理規則」及びその他の社内規程を定め、情報の適正な保存と管理を図る。
（2）取締役は、株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、「情報管理規程」、「文書管理規程」及びその他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
（3）取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「危機対応マニュアル」等を策定し、対応部門、対策本部を定める。当社グループ全体におけるリスク状況の監視及び全社的対応を適切に行うため「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を強化する。
（2）代表取締役を委員長とし、関係部門責任者で構成する「RCM委員会」を設置し、リスクの洗い出し・評価・対応等の管理体制を有効に機能させるため、各種規程、マニュアルを整備し、定期的に検証を実施する。
（3）人命リスク及び経済的リスクが大きい災害については、「災害対策BCPマニュアル」を策定し、人命を最優先に地域社会復興への貢献などを含めた早期事業復興の手順を定め、安否確認から復興対策活動を展開する。
（4）与信リスクについては、信用限度に関する社内規程の定めるところに従い、与信リスクの未然防止を図る。
（5）投資リスクについては、「投資アセスメント委員会」等で審議し、その審議結果を踏まえて取締役会または執行常務会において審査し、投資可否を決議する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）執行役員制
a．取締役会の意思決定の迅速化、監督機能の強化のため、執行役員制を採用する。
b．執行役員は、独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」の事前審議を経て、取締役会で選任するものとし、法令、定款、取締役会決議、「執行役員規程」及びその他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事するものとする。
c．執行役員は、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務の執行を行う。また、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努める。
（2）職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「決裁・権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）子会社管理体制

子会社毎に担当役員を定め、当該担当役員及び主管部門が子会社の経営管理及び経営指導に当たるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保し、子会社の担当役員は、必要に応じて執行常務会等又は親会社監査役に報告する。また、子会社の取締役等の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「決裁・権限規程」において子会社に関する事項を定め、権限及び責任の明確化を図る。

（2）コンプライアンス

各子会社に推進責任者を置き、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する。コンプライアンス担当部門は子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス施策を横断的に推進し、管理する。

（3）内部監査

子会社の業務活動全般についても内部統制担当部門による内部監査の対象とする。内部統制担当部門は、当社グループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、各子会社の監査役等と連携し当社グループとしての監査の質的向上に努める。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示事項の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務に使用人の補助が必要な場合は、補助すべき使用人を選定することができる。監査役から監査業務に必要な補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役などの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（1）監査役会は社外監査役2名を含む4名体制で構成し、監査役は執行常務会などの重要な会議に出席して取締役の職務の執行が効率的に行われることを監視する。

（2）取締役または使用人及び子会社の担当役員または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

8. 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者に対して、当該報告によって、いかなる不利な扱いも行ってはならないものとし、取締役、執行役員及び使用人は、これを遵守するものとする。

9. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理については、監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、内部統制担当部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

（2）監査役と取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

従業員に配布している企業行動基準（2003年制定、2008年改定）において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは断固として対決します。」と明記し、周知徹底を図っています。また、2012年1月16日に執行常務会において、「当社グループが締結する契約書への反社会的勢力排除条項」の導入を決定し、その運用を開始しました。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 方針
当社は、経営理念のもと『企業行動基準』を定め、その中で企業情報の開示について「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションをはかり、積極的に企業情報を正確かつ公正に、適時開示します。」と宣言し、社内へ周知・啓蒙しております。

2. 情報開示の体制
当社では、関係諸法令及び金融商品取引所規則等により開示が求められる事項については、取締役会等による決議・決定が行われた時点、またはその発生を認識した時点で開示する仕組みとなっております。
特に、発生したリスクに対しては、迅速かつ適確に対応できるよう、「リスク管理規程」及び「危機対応マニュアル」等を定め、重要事項等が各部門及び子会社から情報取扱責任者に速やかに情報伝達される仕組みになっております。
重要事項については、「リスク＆コンプライアンスマネイジメント委員会」等の各会議体及び財務経理部、経営企画部等の各担当部門が開示の必要性、内容を検討し、情報取扱責任者の指示により開示・公表することとしています。
会社情報の管理については、「情報管理規程」及び「内部者取引の規制に関する規則」等で定め、重要な内部情報の秘密保持及び内部者取引の未然防止に努めております。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備
当社は、監査役及び内部監査担当部門により、独立した立場で適時開示体制が有効に整備・運用され、業務が適法に実施されるよう業務執行の監視を行い、情報開示の適正確保の維持・向上に取り組んでおります。

大建工業グループのコーポレートガバナンス体制図

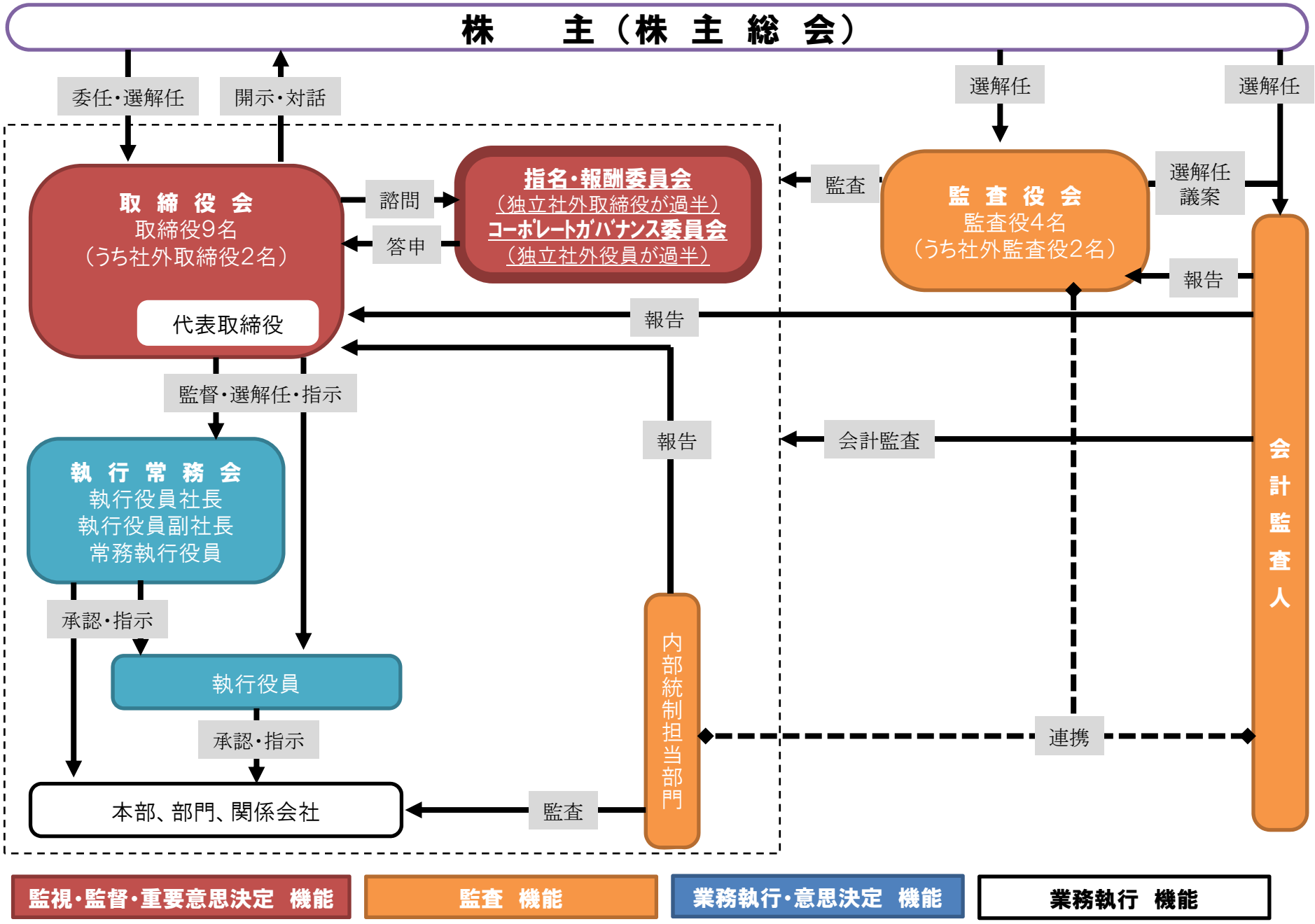

＜適時開示体制の概要（模式図）＞

